

☆☆ **しこくちゅうおうしじんけんぞんちよう** **じょうれい かいせい** **四国中央市人権尊重のまちづくり条例が改正されました** ☆☆

しこくちゅうおうし じんけんぞんちよう じょうれい
四国中央市に「人権尊重のまちづくり条例」があることを知っていますか？

しこくちゅうおうし ひとり じんけん ぞんちよう あか しゃかい
四国中央市では、これまでも一人ひとりの人権が尊重される明るい社会を
めざ じんけんぞんちよう じょうれい さまざま じんけんしさく すいしん
目指して人権尊重のまちづくり条例のもと、様々な人権施策を推進してまい
りました。

しかし、インターネット上での人権侵害など、差別の拡散は速く広がって
おり、間違った情報が実しやかに拡散されています。

このような中、四国中央市では、複雑多様化する人権課題への対応を図るた
め、更なる人権施策を推進する必要があることからこの条例の改正を行いま
した。

一緒にお配りしている、「四国中央市人権尊重のまちづくり条例」の改正さ
れたところに、下線を引いていますが、大きな点は、第3条に、事業者の責務
が追加され、『「市民」及び「事業者」は、市が実施する人権施策に協 力する
よう努めること』とされたことです。

この条例の改正は、四国中央市から部落差別をはじめとするあらゆる差別の
解消を目指していくという強いメッセージでもあります。

また、平成28年には「ヘイトスピーチ解消推進法」、「障害者差別解消
推進法」、「部落差別解消推進法」が施行され、差別解消への前進があった一方
で、それらの差別が残されているという現実が認められています。

差別解消に向けて、皆様のご協 力をお願いいたします。

しゅげいきょうしつ しゅうりょう
手芸教室の終了について

かわのえりんぽかん かつどう
川之江隣保館で活動していただきました、「手芸教室（石川雅子先生）」
が3月31日をもって終 了いたしました。

しゅげいきょうしつ みな てんじ かんうんえい
手芸教室の皆さんには、「ふれあいのつどい」での展示により、館運営
にご協 力いただきました。長い間ありがとうございました。

かわのえりんぽかんちよう やました こうじ
川之江隣保館長 山下 宏二



—ふれあいのつどい—

2020年4月発行号

2月16日（日曜日）に川之江隣保館で「ふれあいのつどい」を開催し、128名の
方にご参加いただきました。今年のつどいでは、本人通知制度の啓発や川之江地域の
学校から届けられた人権新聞の掲示に加えて、川之江北中学校、川之江南中学校、
新宮中学校、川之江高等学校の生徒によって作成された、人権啓発チラシ入りのティ
ッシュの配布などを行いました。

また、手芸教室の皆さんによる作品展示は大好 評で、たくさんの方が作品に見入っ
ていました。チンドン契川一座による公演では、化粧をした演者が、太鼓や鐘を鳴ら
して入 場し演奏、そこにカラオケ教室の有志が曲 に合わせて歌を歌いました。笑顔
のあられる一時となりました。

人権啓発講演会では、全国隣保館連絡協議会事務局 長の中尾由喜雄さんによる、
「人権文化豊かなまちづくりに向けて～阪神・淡路大震災が教えたもの～」と題して
お話しいただき、災害と人権は大きく関わりがあることを参加した一人ひとりが、考
えることができたと感じました。

かわのえりんぽかん
川之江隣保館

TEL:0896-28-6254
FAX:0896-28-6254



がっ かわのえりんぽかん ぎょうじよてい
4月 川之江隣保館 行事予定

新型しんがたコロナウイルスの感染拡大かんせんかくだいの状況じょうきょうにより、予定よていが変更へんこうされることがあります。

日(にちようび)	月(げつようび)	火(かようび)	水(すいようび)	木(もくようび)	金(きんようび)	土(どようび)
			1	2	3	4
5 ・キッズプラス	6 ・貯筋体操(ひまわり) ・健康体操(山根会)	7 ・太極拳	8 ・貯筋体操(スイートピー)	9	10	11 休日開館日 ・識字学級 ・卓球クラブ
12 ・キッズプラス	13 ・貯筋体操(ひまわり) ・健康体操(山根会)	14 ・太極拳	15 ・貯筋体操(スイートピー)	16	17	18 ・キッズプラス
19	20 ・貯筋体操(ひまわり) ・健康体操(山根会) ・職業相談	21 ・太極拳	22 ・貯筋体操(スイートピー)	23	24	25
26 休日開館日 ・識字学級 ・生命尊重読書会 ・キッズプラス ・カラオケ教室	27 ・貯筋体操(ひまわり) ・健康体操(山根会)	28 ・太極拳	29 昭和の日	30	1	2
3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9

お知らせ

《隣保館事業の自粛について》

新型コロナウイルスの感染拡大の予防のためにイベントの中止や延期、市内施設の使用制限などの対応が続いています。

隣保館においても、感染拡大の予防措置として各サークル、教室には活動の自粛をお願いしご協力をいただきました。一日も早く笑い声、笑顔の広がる日常が戻ってくることを願っています。

《新型コロナウイルス感染の拡大とインターネット》

インターネット上には、ウイルス感染者や感染者の確認された国や地域出身者への偏見や差別に関する書き込みが多くみられますが、それらの情報のほとんどは書き込んだ人物の「無知」による偏見があるように感じています。特に紙の町四国中央市でさえもティッシュペーパー、トイレットペーパーが買い占められました。店頭から商品が消え、朝早くから量販店に並ぶ50人以上の行列には、驚かされました。よく考えれば分かることが、このような状況下では、群集心理により、一緒になって行動をしてしまうようです。

《差別者にならないために》

私たちは、テレビやラジオ、そしてインターネットなどにより多くの情報を得ながら生活しており、またそれらは、なくてはならない存在になっています。

その情報一つ一つが偏った伝え方をしていないか、根拠のある情報なのかなどを確認しながら見聞きし、落ち着いて行動するようにしましょう。

無知は偏見を生み、偏見は差別を作り出します。

○隣保館では、人権相談や職業相談を行っています。

悩んでいることはありませんか？

隣保館は、いつでも人権に関わる悩みを相談できる窓口です。

「届いた書類がわからない」、「市役所のどこに聞けばいいかわからない。」など何でも相談してください。

なお、毎月20日は、ハローワークの巡回相談を行っています。

(20日が休日のときは前後しますので連絡してください。)

連絡先 0896-28-6254 (川之江隣保館)

